

## 令和元年度包括外部監査の結果に関する措置状況報告書

監査テーマ：「佐世保市の市税（国民健康保険税を含む。）」

1 / 1

頁	指 摘 内 容	措 置 状 況	担当課
253	<p><b>【国保税の延滞金にかかる条例の整備】</b></p> <p>現在は延滞金の減免については執行停止の処理の中で行っており、実務上大きな支障は生じていないとのことであったが、早急に条例の整備をすることが必要である。</p>	<p>ご指摘いただいた当初に国民健康保険税業務を担当していた旧保険料課においては、国民健康保険税は市税として「佐世保市税条例」及び「佐世保市税条例施行規則」に必要事項を規定する方向性をもちつつも、令和4年8月1日の組織再編を見据えて、新課での徴収方法等の運用整備の中で条例等の改正の必要性を検討していくこととしておりました。</p> <p>組織再編後、医療保険課及び収納推進課等において本件指摘事項について改めて必要な法整備の検討を行った結果、国民健康保険税の課税に関する規定については、「佐世保市税条例」及び「佐世保市税条例施行規則」ではなく、「佐世保市国民健康保険条例」及び「佐世保市国民健康保険条例施行規則」において定められていることから、「佐世保市税条例施行規則」に規定がある「延滞金の減免」については、「佐世保市国民健康保険条例施行規則」の中に規定することがより適切と判断し、必要事項を整理して、同規則に延滞金の減免に関する規定を追加する一部改正を行いました。</p>	保健福祉部 医療保険課